

# 歴史的風致活用国際観光支援事業制度要綱

平成27年4月10日 国都景歴第11号

平成31年4月1日 国都景歴第56号

## 第1条 目的

この要綱は、広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画認定都市において、受入環境整備に係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、歴史的風致を活用した都市の魅力の向上及び賑わいの創出を図り、地域活性化を実現することを目的とする。

## 第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 広域観光周遊ルート形成計画

訪日外国人旅行者の周遊・滞在が容易になるよう、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域についてネットワーク化し、周遊の促進を総合的かつ一体的に図るための計画であって、広域観光周遊ルート形成促進事業実施要綱（平成27年4月10日付観光庁長官通知）に基づき認定された計画をいう。

### 二 歴史的風致

歴史まちづくり法第1条に規定する「歴史的風致」をいう。

### 三 歴史的風致維持向上計画認定都市

歴史まちづくり法第5条第8項の認定を受けた市町村をいう。

### 四 歴史的風致活用国際観光協議会

歴史的風致維持向上計画認定都市において、当該市町村並びに有識者、歴史的建造物等の施設管理者及び観光関連団体等により構成され、歴史的風致活用国際観光整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、整備計画に基づく事業の実施に係る連絡調整を行うための組織をいう。

## 第3条 事業主体

歴史的風致活用国際観光支援事業（以下「補助事業」という。）の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、市町村とする。

#### **第4条 整備計画の提出**

補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、歴史的風致活用国際観光協議会（以下「協議会」という。）によって次に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

- 一 計画策定の背景・目的
- 二 計画期間
- 三 広域観光周遊ルート形成計画との関連性
- 四 歴史的風致維持向上計画との関連性
- 五 協議会の体制
- 六 実施方針
- 七 事業名・概要
- 八 その他必要な事項

#### **第5条 補助事業の対象**

補助事業の対象は、広域観光周遊ルートを形成する歴史的風致維持向上計画認定都市において、整備計画に記載された次の各号に掲げる事業とする。

- 一 歴史・文化を活用した訪日外国人受入のためのデータ収集・分析、目標数値のモニタリング等に係る事業
- 二 周遊性の向上、固有の歴史・文化への理解を深めるための案内板等の多言語化、歴史的景観との調和に関するガイドラインの策定等に係る事業
- 三 言語や習慣の違いを踏まえた接遇の向上、外国語による案内のための歴史・文化ガイドリーダー育成研修等に係る事業
- 四 地域資源の再発掘や磨き上げ、旅行者の満足度の向上を図るための歴史・文化を活用した訪日外国人向け体験プログラムの開発等に係る事業

#### **第6条 国の補助**

- 1 国は、補助事業者が行う整備計画に記載された補助事業に要する費用について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その一部を補助することができる。
- 2 国は、補助事業者が補助事業者以外の者に対し、整備計画に記載された補助事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その一部を補助することができる。

#### **第7条 監督等**

大臣は補助事業者に対し、補助事業者はこの要綱に基づき当該補助事業者が補助する者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179

号) その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

## **第8条 運用**

補助事業の運用については、この要綱に定めるもののほか、国土交通省都市局長が別に定めるところによる。

### **附 則**

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

### **附 則**

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。